

～2012年4月からの報酬体系について～

障害者総合福祉法・骨格提言を前倒した報酬見直しを！

DPI日本会議

要望項目	骨格提言		要望内容		
重度訪問介護	P35	「パーソナルアシスタンス制度の創設に向けて、現行の重度訪問介護を充実発展させる」	事業所整備と介護者確保のために、さらなる報酬単価の改善を。 福祉・介護人材処遇改善交付金を報酬体系の中に織り込み、働く者の処遇の水準を保持・改善する制度に。		
	P40	重度障害者の地域生活の実現のために医療的ケアについて「本人や家族が行うのと同等の生活支援行為として、学校、移動中など、地域生活のあらゆる場面で確保」	医療的ケアに対する報酬加算の創設を。		
グループホーム、ケアホーム	P33	「居住空間の確保、基本的な生活支援、家事支援及び夜間支援とし、一人ひとりに必要なパーソナルな支援については個別生活支援を利用できるようにする」	大規模化防止と入居者の個別のヘルパー利用確保を報酬設定の基本視点に。		
			「基本報酬＋個別支援」などの分かりやすい報酬体系に。		
			グループホームの報酬は早急に月額払いに。		
			個別ホームヘルプ利用を恒久的に。		
			対象を区分3以下にも拡大し、個別支援計画で必要な支給量を決定できるように。		
日中活動	P31	「デイアクティビティセンターを創設し、よりシンプルな支援体系とする」	少人数で開始できる制度づくりを。		
			P41	「過疎地等の事業所が利用者5名でも事業を展開できるようにする」	地方自治体条例でこの点を定員10人から実施できるよう明示するとともに、必要に応じて5人から実施可能となるように。
			P41	「国は日中活動等支援への送迎を支援内容の一環に位置付け、これに係る費用は報酬上で評価する仕組みとする」	車送迎だけでなく個別付き添い送迎も認め、日中活動本体の報酬体系の中に送迎加算を組み込み恒久的な制度に。
地域移行の個別給付	P45～46	<ul style="list-style-type: none"> ・「国が、社会的入院、社会的入所を早急に解消するために「地域移行」を促進することを法に明記 ・「国は、重点的な予算配分措置を伴った政策として、地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定し、実施する」 ・「ピアサポーター(地域移行の支援をする障害当事者)等は、入院・入所者の意思や希望を聴きとりつつ、支援するノウハウを活かし、重要な人的資源として中心的な役割を担う」 	地域移行・地域定着支援の個別給付化について、月額払いではなく、回数払いとし、回数も月数回まで対応可能な報酬体系に。		
			入所・入院先が遠隔地になっているケースも多いため、所要交通費も含めた十分な額の保障(都道府県内程度は必要)を。		
			在宅や一般病院からの移行においても手厚い支援が必要となるケースもあるため、在宅や一般病院でも「特に支援が必要となる者」は対象に。		
			体験外出や同行支援においては別にガイドヘルパーを、体験宿泊時は別にホームヘルパーを利用可能に。		
			ピアサポーター等への補助の仕組みを。		

厚生労働大臣政務官

(障害福祉サービス等報酬改定検討チーム 主査)

津田 弥太郎 様

特定非営利活動法人 D P I (障害者インターナショナル) 日本会議
議長 三澤 了

2012年4月からの報酬体系についての重点要望

厚生労働省におかれましては日々、障害者の地域での自立生活と完全参加の実現に向けてご尽力のことと存じます。来年度からの報酬見直しについて、以下、要望させていただきます。

1. 障害者総合福祉法・骨格提言を前倒しした報酬見直しを

今回の報酬改定に当たっては、去る8月30日に障害当事者、家族、事業者、自治体首長、学識経験者55名の総意としてまとめられた「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」を前倒しした内容として下さい。

●「障害者の地域で自立した生活を営む基本的権利を保障するために必要なサービスを確保するため、適正な事業の報酬と必要な人材を確保」(骨格提言 P73) できる報酬水準、並びに仕組みとして下さい

2. 重度訪問介護について

重度訪問介護は、長時間介護が必要な重度障害者の地域生活を支えるきわめて重要なサービスです。また、骨格提言においても「パーソナルアシスタンス制度の創設に向けて、現行の重度訪問介護を充実発展させる」(骨格提言 P35)とされており、重点的な報酬単価の改善をお願いします。

●2006年の障害者自立支援法施行時には大幅な報酬単価の引き下げが行われ、ヘルパーの離職が相次ぎ、障害者の地域生活が危機的な状況となりました。その後、2009年の報酬改定と各種加算により改善はされてきましたが、未だにその単価の低さのために事業所が少ないのが現状です。長時間介護を必要とする障害者の地域での生活を支えるために、重度訪問介護を行なう事業所整備と介護者確保ができるよう、さらなる報酬単価の改善をお願いします。

●安定した介護者確保のため、福祉・介護人材処遇改善交付金を報酬体系の中に織り込み、働く者の処遇の水準を保持・改善する制度として下さい。

●骨格提言では、重度障害者の地域生活の実現のために医療的ケアについて「本人や家族が行うのと同等の生活支援行為として、学校、移動中など、地域生活のあらゆる場面で確保」(P40)されることを求めています。そして、来年度から実施されることとなっていますが、必要とする重度障害者が支援を確保できるように、医療的ケアに対する報酬加算を創設して下さい。

3. グループホーム・ケアホームについて（以下、GHと略）

骨格提言では、GHについて「居住空間の確保、基本的な生活支援、家事支援及び夜間支援とし、一人ひとりに必要なパーソナルな支援については個別生活支援を利用できるようにする」（P33）としています。

●「自立支援法」下では30人規模を想定した報酬設計となっており、20～30人規模といったとてもGHとは呼べない大規模なものが生まれてきています。これらの反省をふまえて大規模化防止と入居者の個別のヘルパー利用確保を報酬設定の基本視点として下さい。

●各種加算等で複雑化している仕組みを整理し、報酬体系を「基本報酬+個別支援」などの分かりやすい仕組みとして下さい。また、住まいの場という性格をふまえて、GHは早急に月額払いとして下さい。

●現在、経過措置として認められている個別ホームヘルプ利用を恒久的に利用できるようにして下さい。また、現在は「区分4以上かつ重度訪問介護または行動援護の対象者」と限られていますが、対象を区分3以下にも拡大し、個別支援計画で必要な支給量を決定できるようにして下さい。

●地域生活の推進という点から、「入退去時の支援」や「日帰りや見学などの体験利用」も報酬上、評価される仕組みとして下さい。

4. 日中活動について

骨格提言では、「デイアクティビティセンターを創設し、よりシンプルな支援体系とする」（P31）、「過疎地等の事業所が利用者5名でも事業を展開できるようにする」（P41）としています。

●日中活動を少人数で開始できる制度づくりをお願いします。「自立支援法」下では20人定員とされており、経過措置として10人でも認められるようになっていますが、今年度で終了となります。今後、地方自治体条例でこの点を定員10人から実施できるよう明示するとともに、必要に応じて5人から実施可能となるようにして下さい。

●骨格提言では「国は日中活動等支援への送迎を支援内容の一環に位置付け、これに係る費用は報酬上で評価する仕組みとする」（P41）とされています。

現在、特例交付金の「通所サービス等利用促進事業」がありますが、今年度限りで、また、色々な制約があります。車送迎だけでなく個別付き添い送迎も認め、日中活動本体の報酬体系の中に送迎加算を組み込み恒久的な制度として下さい。

5. 地域移行の個別給付について

骨格提言では、「国が、社会的入院、社会的入所を早急に解消するために「地域移行」を促進することを法に明記」「国は、重点的な予算配分措置を伴った政策として、地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定し、実施する」「ピアサポーター(地域移行の支援をする障害当事者)等は、入院・入所者の意思や希望を聴きとりつつ、支援するノウハウを活かし、重要な人的資源として中心的な役割を担う」（P45～46）としています。

●来年度から始まる地域移行・地域定着支援の個別給付化について、域移行に向けては通常、本人のニーズ把握や、施設や受け入れ先、家族との調整等で、施設や病院へ何度も足を運ぶことが必要となるケースも多いため、「1月いくら」の月額払いではなく、「1回いくら」の回数払いとし、回数も月数回ま

では対応できるようにして下さい。また、入所・入院先が遠隔地になっているケースも多いため、所要交通費も含めた十分な額を保障（都道府県内程度は必要）して下さい。

●また、これまで社会保障審議会・障害者部会や障がい者制度改革推進会議では、「家族同居等の在宅からの移行」も重要な地域移行としされてきましたが、来年度からの地域移行給付の対象になるのは入所施設や精神科病院に限定されています。在宅や一般病院からの移行においても手厚い支援が必要となるケースもあるため、少なくとも在宅や一般病院でも「特に支援が必要となる者」は対象とできるようにして下さい。

●体験外出・体験宿泊、サービス事業者等への同行支援

・地域移行支援での体験外出や体験宿泊、同行支援は個別給付に含まれることとなりますが、地域移行担当者1人では介護等に対応できないケースもあるため、体験外出や同行支援においては別にガイドヘルパーを、体験宿泊時は別にホームヘルパーを利用できるようにして下さい。

●ピアサポーターによる支援が確保されるよう、ピアサポーター等への補助の仕組みをつくって下さい。